

(給付日数の延長に関する暫定措置)

第五条 受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二條第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三條第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者）に限る。）である者及び第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一 次のいずれかに該当する者であつて、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めたもの

イ 第二十条第一項第一号に規定する基準日において四十五歳未満である者

ロ 厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者

二 前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行ふ必要があると認めた者

2 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日（所定給付日数が第二十三條第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日）を限度とするものとする。

3～4 （略）

○雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）

（法第二十三條第二項第二号の厚生労働省令で定める理由）

第三十五条 法第二十三條第二項第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一～七 （略）

七の二 期間の定めのある労働契約（当該期間が一年未満のものに限る。）の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなつたこと（一年以上引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されるに至つた場合を除く。）。

八～十一 （略）

(受講手当)

第五十七条 受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日（基本手当の支給の対象となる日（法第十九条第一項の規定により基本手当が支給されないこととなる日を含む。）に限る。）について支給するものとする。

2 受講手当の日額は、五百円とする。

(法第五十六条の二第一項第二号 の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等及び就職が困難な者)

第八十二条の三 (略)

2 法第五十六条の二第一項第二号 の身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 四十五歳以上の受給資格者であつて、雇用対策法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の規定による認定を受けた再就職援助計画（同法第二十四条第一項に規定する再就職援助計画をいう。）に係る援助対象労働者（同法第二十六条第一項に規定する援助対象労働者をいう。）又は第百二条の五第二項第二号イ及びロのいずれにも該当する事業主が作成した同号イ（1）に規定する求職活動支援書若しくは同号イ（2）に規定する書面の対象となる者に該当するもの

二 季節的に雇用されていた特例受給資格者であつて、第百十三条第一項に規定する指定地域内に所在する事業所の事業主による通年雇用に係るもの

三 日雇労働被保険者として雇用されることを常態とする日雇受給資格者であつて、四十五歳以上であるもの

四 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第十条の二第一項又は第二項の認定を受けている者

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者

六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第十六条第一項若しくは第二項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和五十六年労働省令第三十八号）第一条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者

七 第三十二条各号に掲げる者

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する告示の制定について

1 趣旨

- 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」の成立に伴い、平成 21 年度の雇用保険料率を定める必要があることから、雇用保険二事業の保険料率も含めた雇用保険料率を告示する。

2 告示の概要

平成 21 年度の雇用保険率を平成 20 年度から 1,000 分の 4 引き下げ、1,000 分の 11（農林水産業及び清酒製造業については 1,000 分の 13、建設業については 1,000 分の 14）とする。

<平成 21 年度の雇用保険料率>

() 内は平成 20 年度

	雇用保険料率	失業等給付に係る保険料率			二事業に係る保険料率
		労働者負担	事業主負担		
一般の事業	11/1000 (15/1000)	8/1000 (12/1000)	4/1000 (6/1000)	4/1000 (6/1000)	3/1000 (3/1000)
農林水産・清酒製造業	13/1000 (17/1000)	10/1000 (14/1000)	5/1000 (7/1000)	5/1000 (7/1000)	3/1000 (3/1000)
建設業	14/1000 (18/1000)	10/1000 (14/1000)	5/1000 (7/1000)	5/1000 (7/1000)	4/1000 (4/1000)

3 公布日

平成 21 年 3 月 31 日（予定）